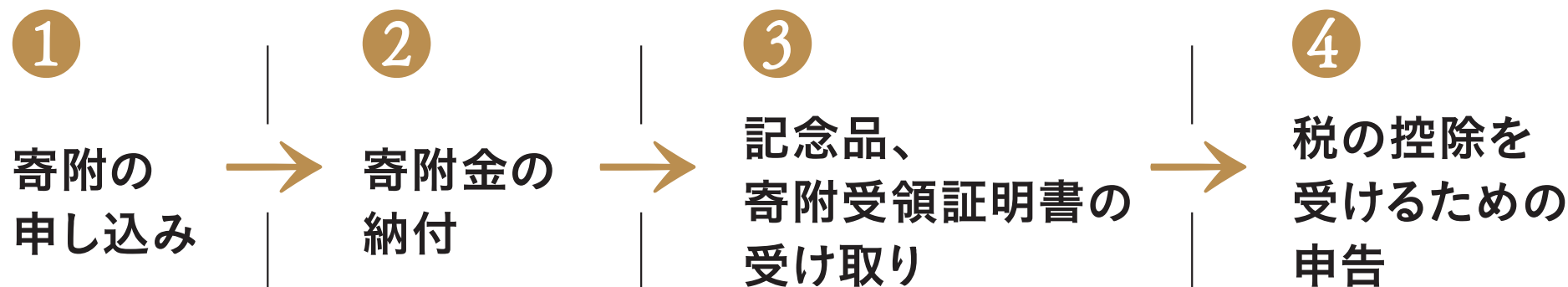


手続きの流れ

寄附の申し込みから税の申告まで、4つのステップだけ!



1

【寄附申込書による申し込み】

寄附の申し込み

郵送 〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
芦屋市役所 市民生活部 地域経済振興課あて

FAX 0797-38-2176 地域経済振興課あて

【インターネットから】 ふるさとチョイス芦屋市のページ

<http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/28206>



芦屋市 ふるさとチョイス | 検索

2

寄附金の納付

●申し込み後、芦屋市から送付する納付書で指定の金融機関にて納付してください。

※ゆうちょ銀行、郵便局には対応していません。

※金融機関から市への収納連絡に、最大2週間ほどかかる場合があります。

●インターネットからの申し込みに関し、便利なクレジットカード決済をご利用いただけます！

申し込みの際、支払方法の項目で「クレジットカード支払」を選択してください。

申し込み完了後、支払い手続きページに移動します。

決済の翌日に市で収納確認ができるため、手続きがスムーズです。

3

記念品、寄附受領証明書の受け取り

【記念品】

●市での入金確認後、随時事業者へ
発送の依頼をいたします。

※記念品の発送は事業者が行います。

【寄附受領証明書】

●記念品の発送依頼の後、市から寄附者のかたへ
受領証明書を郵送いたします。

※記念品、寄附受領証明書の到着は前後する場合があります。

4

税の控除を受けるための申告

【確定申告する場合】

●寄附をした翌年に、寄附受領証明書を添付し、
税務署で確定申告をしてください。

【ワンストップ特例申請書を提出する】

●申し込みの際、ワンストップ特例申請書を
請求されたかたには、特例申請書をお送りいたしますので、
必要事項を記入して、郵送してください。

(制度の詳細は、50 ページをご覧ください。)